

入札説明書類

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式

令和8年4月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和8年4月27日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和8年5月12日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和8年5月13日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和8年5月13日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和8年5月14日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式」にかかわる入札公告（令和8年4月20日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：令和8年6月1日 至：令和9年3月31日
- (4) 納入場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10)「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和8年4月27日(月)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和8年5月12日(火)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- ⑥「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を得ている者であることを証する書類

(3) 入札書

提出期限は令和8年5月13日(水)17時00分(郵送の場合も同様)
詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和8年5月13日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和8年5月14日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約係
電話：０７２－６４１－９８６０

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年５月１４日開札 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和８年５月１４日開札 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記６の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和８年５月１４日（木）１０時００分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が

立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

車両運転請負業務仕様書

1. 件名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務

2. 請負業務の内容

(1) 請負業務の範囲

- ①車両の運転（役員の自宅等への送迎含む）及び管理(日常点検、整備、清掃等)
- ②事故処理に関する事務
- ③自動車保険(任意保険)に関する事項
- ④その他、上記に付随する業務

(2) 運転請負車両

トヨタクラウンセダン HEV Z AZSH32-CEVGB

（車両番号については納車後に記載）

(3) 業務の履行等

- ① 業務請負期間は令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。
ただし、次に掲げる日（以下「休日」という）を除いた日とする。
 - (ア) 土曜日・日曜日
 - (イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (ウ) 12月29日～1月3日の間
- ② 勤務時間（基本請負時間）は、午前7時から午後6時までとする。休憩時間は法令に基づき付与する。
- ③ 発注者の都合により必要がある場合には、請負者の指定する車両管理責任者と協議のうえ上記①（ア）（イ）（ウ）の日または勤務時間外に業務を行わせることがある。
- ④ 業務の履行日における勤務時間外（深夜を除く）に業務を行わせる予定時間については、年間120時間とする。この予定時間については、業務の都合により変わるものであり、予定時間の変更に伴い異議を申し立てないものとする。
- ⑤ 業務履行日における1時間あたりの時間外請負料（深夜を除く）については、契約書に記載の金額とする。また、業務日における深夜勤務時間（22時から翌朝の5時まで）の時間外請負料については、1時間あたりの時間外請負料に125分の150を乗じた金額とする。なお、休日における時間外請負料は、1時間あたりの時間外請負料に125分の135を乗じた金額とし、休日における深夜勤務時間（22時から翌朝の5時まで）の時間外請負料については、1時間あたりの時間外請負料に125分の160を乗じた金額とする。
- ⑥ 請負者は、車両の運転については、原則として発注者の指定する担当職員の指示に基づき行うものとする。ただし、発注者の業務の都合により変更が生じた場合は、車両管理責任者に連絡して変更することができるものとする。

- ⑦ 請負者は、運転者に車両管理確認日誌（別紙1）を作成させ、監督員に提出し、監督員はこれをもって業務の履行を確認するものとする。
- ⑧ 年間の予定走行距離は 30,000km とする。

3. 請負業務に従事する運転手

- (1) 専従者（以下「運転者」という）1名とする。
- (2) 運転者は、いかなる場合であっても、法令・法規等を遵守し、安全運転に努めなければならない。
- (3) 運転者は、第2種運転免許を保有する者であること。また、上記2（3）①の請負期間から起算して過去3年以上無事故無違反の者とする。
- (4) 運転者は、常に身だしなみを正して勤務すること。
- (5) 勤務中は、酒気を帯びる行為はしないこと。
- (6) 運転者がやむを得ない理由により、勤務できない場合は代務者を専従させ不在としないこと。
- (7) 契約期間内に、やむを得ない事情により運転者の交代を行うときは、10日以上前に発注者へ報告を行い、引継ぎを十分に行うこと。

4. 運転管理要領等

- (1) 請負車両の管理方法について
 - ① 運転者は請負車両の管理について善良なる管理者の注意を持って行い、請負業務以外の目的に使用してはならない。
 - ② 車両管理は運行前点検から運行後の点検、清掃までとし、運転者は常に請負車両を清潔に保ち、適正な給油及び簡易な後処理、調整等を自ら行い、点検整備に努めなければならない。また、日常点検表（別紙2）を作成し、前月分について毎月5日までに総務課の指定する者に提出すること。
 - ③ 車両管理責任者は前項の管理が適切に行われるよう、毎月及び随時、運転者を通じて請負車両の現状を確認することとする。
 - ④ 燃料は発注者が指定する給油所において、指定するものを給油すること。
 - ⑤ 請負車両が運転の途中故障し修理等に長時間を要する場合、又は救援を要する場合には速やかにその旨を総務課の指定する者及び車両管理責任者に連絡し、指示を受けなければならない。
- (2) 請負車両の保管方法及び保管場所について
 - ① 運転者は請負車両の保管について、善良なる管理者の注意を持って行わなくてはならない。
 - ② 請負車両は終業後、直ちに指定された車庫（場所）に格納しなければならない。
 - ③ 運転者は請負車両を格納したときは、直ちにエンジンスイッチから鍵を取り外し、

全ての鍵の施錠を確認して、盗難及び損傷防止のための措置を講じ、鍵を適切に保管しなければならない。

④ 運転者は運行の途中一時駐車するときは、請負車両から離れてはならない。

ただし、やむを得ず車両から離れる場合には、上記③に準じて盗難及び損傷防止の措置を講じなければならない。

⑤ 運転者は請負車両を亡失又は損傷した場合には、直ちに最寄りの警察署に届け出るほか、臨機の措置をとり、速やかにその旨を総務課の指定する者及び車両管理責任者に連絡し、指示を受けなければならない。

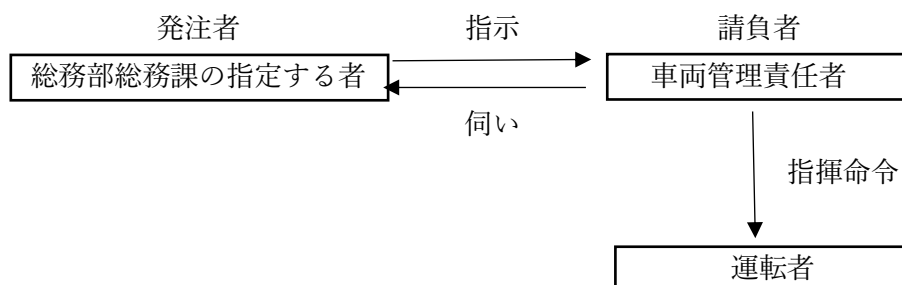
(3) 車両管理責任者は、業務請負を総合的に担当し、業務に関し文書の指示又は連絡を受け、運転者の指揮監督に当たり業務を指示する。

(4) 運転者は車両管理責任者の指示の下に請負車両に発注者の役職員等を乗車させ目的地までの運転を行う。

また、請負車両を適正な状態に保つため点検、整備を行う。

(5) 運転者は運転及び管理業務を行っていないときは、委託者が指定する場所において待機する。

5. 業務の指揮命令系統について



6. 自動車保険（任意保険）

請負者は、請負車両に対し自動車保険（任意保険）契約を締結するものとし、その内訳は次の額以上の保険に加入すること。

- (1) 車両保険額 車両標準価格表に定める額
- (2) 対人賠償保険額 無制限
- (3) 対物賠償保険額 無制限（免責0円）
- (4) 人身傷害 3,000万

7. 想定される1日の運行スケジュール

- (1) 7時：役員の送迎（大阪市住吉区） → 研究所（茨木市彩都）へ（高速利用想定）
- (2) 8時：研究所到着

(3) 8時～16時頃まで 役職員等の送迎（岸辺駅周辺、吹田市周辺、大阪市内、大阪国際空港、新大阪駅、関西国際空港等を想定）

※送迎がない場合は研究所内の控え室で待機する。

(4) 16時30分頃：役員の送迎（研究所→大阪市住吉区）

(5) 18時頃：車庫へ帰庫、点検等

*なお、車両車庫については大阪市住吉区を想定している。

8. その他

(1) 次の費用は、発注者の負担とする。

- ・有料道路通行料及び駐車料
- ・燃料費
- ・洗車・清掃等に伴う消耗品
- ・車検等法定点検
- ・その他修理に要する費用（ただし、運転者の責による場合の修理費は、請負の負担とする。）

(2) その他、本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

車両管理確認日誌

監督員

年 月 日 (曜日)	車両登録番号	運転者	
業務内容 ※1、※2	時間 ※3	走行距離 ※4	備 考
	時 分	Km	
始業時間	時 分	前日までの累計キロ数	Km
終業時間	時 分	本日の走行キロ数	Km
時間外割増の 対象時間数	時 分	走行キロ数累計	Km
	(深夜) 時 分	燃料給油量	ℓ

- ※1 業務内容には、車両管理を行った内容を記載し、運行を行った場合は行き先(経由地を含む)を記載すること。
- ※2 運行予定が入っていたが、当日運行がなかった場合も業務内容にその旨記載すること。
- ※3 業務に要した時間を記載すること。
- ※4 業務内容が運行の場合は走行距離(単位:Km)を記載し、それ以外は「-」を記載すること。
- ※5 徹夜作業における日の区分は、0時をもって行うこと。

日常点検表

令和 年 月

点検の箇所	点検の内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
前回の運行での異常箇所	当該箇所に異常がないか、運行に支障がないか																																
ブレーキ	ペダルの踏みしろが適当か、ブレーキのききが十分か																																
	ブレーキの液量が適当か																																
	レバーの引きしろが適当か																																
タイヤ	空気圧は適当か																																
	タイヤに亀裂、損傷がないか																																
	タイヤに異常な摩耗がないか																																
	タイヤの溝の深さは十分か																																
原動機	水漏れがないか、冷却水の量が十分か																																
	ベルトの張り具合が適当か、ベルトに損傷がないか																																
	エンジン・オイルの量が適当か																																
	かかり具合が不良でなく、かつ異音がないか																																
	低速及び加速の状態が適当であるか																																
バッテリー	液量は十分か																																
燃料装置	燃料の量は十分か																																
灯火装置、方向指示器	点灯又は点滅具合に異常がないか、汚れや破損はないか																																
ウインドウォッシャー、ワイパー	液量は十分か、噴射状況は適当か、払拭状況は適当か																																
後写鏡	写景は良好か																																
反射器、自動車登録番号標	汚れや破損がないか																																
シートベルト	正常に作動するか、ベルトに損傷がないか																																
点検実施者																																	

(注) 日常点検は、毎日1回自動車を運転する者自身が運行開始前に行うこと。

日常点検の結果、異常な箇所が認められた場合は、総務課長に連絡すること。

日常点検表は、毎月5日までに総務課長に提出すること。

総務課長
確認印

契 約 書

1. 件 名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務一式
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
3. 契 約 期 間 自 令和8年6月1日
至 令和9年3月31日
4. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務一式について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（総則）

第1条 乙は、別紙の車両運転業務仕様書によるほか、甲または甲の監督員の指示に従い善良な管理者の注意をもって頭書の業務を誠実に行うものとする。また、乙は「道路運送法に基づく国土交通省の一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を得ている者であること。

（契約保証金）

第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙はこの契約の基づく権利又は義務を甲の承諾を得ないで、第三者に譲渡又は継承させ、業務の全部または一部を委任し、または請け負わせてはならない。

（監督員）

第4条 甲は、乙の業務の履行について指示及び確認を行う監督員（以下「監督員」という。）

を定め、乙に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

(車両管理責任者及び運転業務従事者の届出及び変更)

第5条 乙は車両管理責任者及び運転業務従事者(以下「運転者」という。)を定め、書面をもって甲に届け出るものとする。

2 乙は甲の承諾を得ないで、運転者を変更してはならない

(運転者の義務)

第6条 運転者は、自動車運行に関する法令を遵守し、冷静にして慎重に運転しなければならない。

2 自動車運行中不慮の事故又は故障があったときは、直ちに法令に基づく措置をなし速やかに 甲に報告し、善後処置について甲と協議するものとする。

3 運転者は、この契約に関し、知り得た情報、秘密及び一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。また、その職務を辞した後においても同様とする。

4 運転者は、発注者が公的な立場にあることを認識し、親切・清潔を旨として業務を遂行しなければならない。

(運転者の変更請求)

第7条 甲は、運転者の行為に著しく不相当と認められることがあるときは、その事由を明らかにして運転者の交替を求めることができるものとする。

(施設の利用)

第8条 甲は、運転業務の目的を達成するため、車庫等必要な施設を乙に使用させるものとする。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、運転業務に使用する車両及び施設の使用、維持管理について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(経費の負担区分)

第10条 運転業務に伴う車両燃料費のほか、甲が必要と認める物品の取得及び修繕(第11条に係るものを除く。)に係る経費については、甲の負担とする。

2 運転業務に伴う宿泊費、道路通行料等は、その実費額を甲が負担することとし、甲は、乙からの請求により支払うものとする。この場合、甲が支払う額は、領収証その他で甲が確認し認めた額とする。

(損害賠償)

第11条 乙は、業務の履行に伴い事故等が生じた場合は、その損害に対する賠償責任を負

い、一切の処理手続きを行うものとする。かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

- 2 乙は、業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、使用する車両（車両の付属品含む）を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原型に復さなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害はこの限りでない。
- 4 乙は、前項に規定するものの他、業務に関し甲に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

（契約金額）

第 12 条 契約金額は次のとおりとする

①月額基本請負料_____円（税抜）

（毎月の請求金額総計に消費税額及び地方消費税額を加算する。但し、円未満は切り捨てるものとする。）

②1時間あたりの時間外請負料_____円（税抜）

（毎月の請求金額総計に消費税額及び地方消費税額を加算する。但し、円未満は切り捨てるものとする。）

（請負金額の精算）

第 13 条 月額基本請負料は、車両管理日誌に基づき、次の各号に定めるところにより精算するものとする。

- 2 乙の都合により業務を行わなかった日があるときは、月額基本請負料に当月の就業日数を乗じて、当月の暦日数（休日を除く）で除した月額基本料とする。
- 3 時間外又は休日業務は、1か月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は切り上げ30分未満は切り捨てるものとする。

（請負金額の支払い）

第 14 条 乙は、毎月の業務終了後、前条に定める当該月分の請負金額をとりまとめ、消費税及び地方消費税額相当額を加算した額と、第 10 条第 2 項に定める宿泊費等の乙が立替えた額の合計額を甲に請求するものとする。ただし、円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

- 2 甲は、第 1 項に定める乙からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内に口座振込によりその支払いを行うものとする。
- 3 前項の支払が遅延したときは、甲は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定による遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の変更、中止等)

第15条 甲は、都合により請負業務の内容を変更し、又は請負業務の一時中止若しくは、これを打ち切ることができるものとする。

2 天災地変その他やむを得ない事由により、請負業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ、契約を解除し、又は契約の一部を変更する。

3 前2項の規定により契約を解除するときは、第13条に準じ精算するものとする。

(契約金額の改訂)

第16条 経済事情の変動等により、契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議してこれを変更することができる。

(契約の解除等)

第17条 甲は、次の各号の一つに該当すると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行する見込みがないとき。

(2) 乙が請負者として不相当であると認める事実があったとき。

(3) 乙の都合により契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は甲に対し請負金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、既済部分には及ばないものとする。

3 第1項の規定によって契約を解除した場合の請負金額は、契約解除の日までの請負代金に応じ精算するものとする。

(契約金額の改訂)

第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったときは、契約を解除することができるものとする。

2 前項により契約を解除したときは、これによって生じた乙の損害を、甲は、賠償するものとし、甲乙協議するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令

を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第27条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと(以下「不適合」という。)を発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第562条第1項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第28条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

(乙)

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年4月27日（月）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年4月27日（月）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を得ている者であることを証する書類
- 5 その他参考資料
会社履歴書等
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和8年5月12日（火）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務一式

金 _____ 円也

※①基本請負料（10ヶ月分）と②概算時間外請負料の合計額を記載すること

【内訳】 ①基本請負料（10ヶ月分）	_____	円
②概算時間外請負料	_____	円
③1時間あたりの時間外請負料	_____	円

※①は令和8年6月1日から令和9年3月31日までの10ヶ月分の基本請負料とする。

②概算時間外請負料は、③1時間あたりの時間外請負料に概算時間外請負時間（120時間）を乗じたものとする。

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

⑩

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ￥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	〇〇 〇〇 印		
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	〇〇 〇〇 印		

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

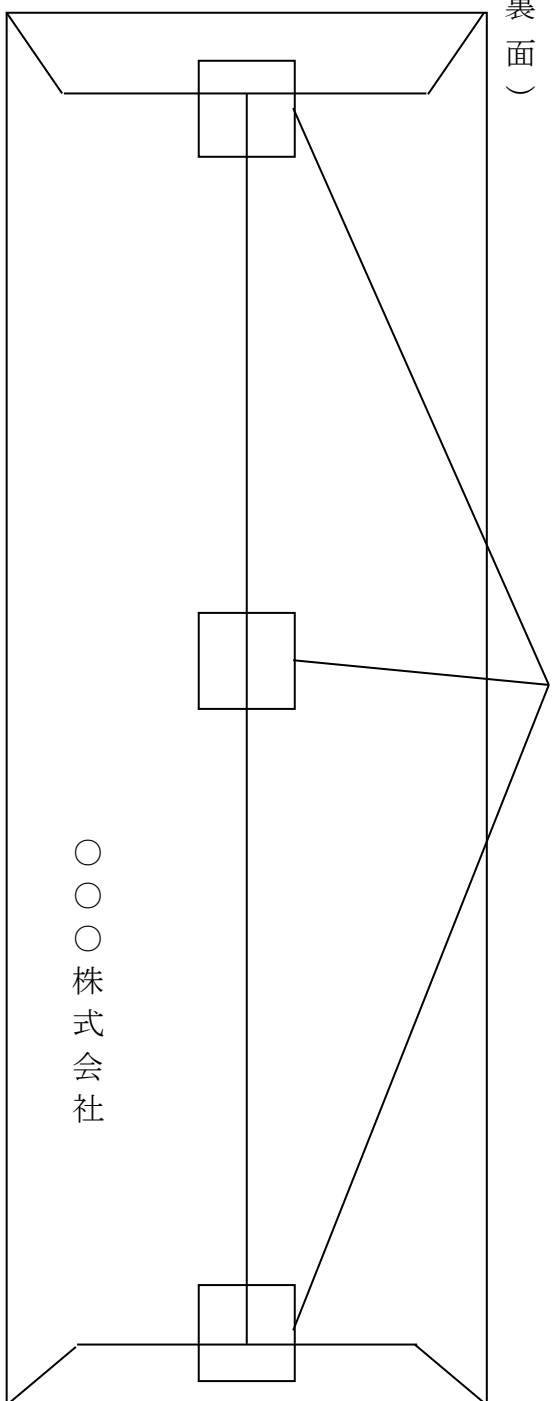
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入札辞退届

件名： 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和8年5月14日開札 件名「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

⑩

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関する事。 (契約の変更、解除に関する事を含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関する事。
3. 契約代金の請求及び受領に関する事。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係

提出先メールアドレス keiyaku@nibn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和8年4月27日（月）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類 : 令和8年5月12日（火）17時00分まで
入札書 : 令和8年5月13日（水）17時00分まで
開札日の日時 : 令和8年5月14日（木）10時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所車両運転請負業務 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課